

平成21年 9月29日四運自公第27号
一部改正 平成25年 9月27日四運自公第15号
一部改正 平成28年11月30日四運自公第27号

公 示

一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に
対する行政処分等の基準にかかる処分日車数における処分車両数及び処分
期間の配分について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月
27日付け四運自公第8号）3.（4）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政
処分等の基準について」（平成21年9月29日付け四運自公第23号）3.（5）による
処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の基準は、原則として処分日車数及び
処分対象事業者（営業所）の配置車両数に応じ、下記のとおりと定めたので、公示する。

平成21年9月29日

四国運輸局長 宮村 弘明

記

配置車両数 処分日車数	配置車両数							
	1～ 10両	11～ 20両	21～ 30両	31～ 50両	51～ 100両	101～ 150両	151～ 200両	201両 以上
～30日車	1両	1両	1両	1両	1両	1両	1両	1両
31日車～50日車	1両	1両	1両	2両	4両	6両	8両	10両
51日車～100日車	1両	1両	2両	3両	6両	9両	12両	15両
101日車～200日車	1両	2両	3両	4両	8両	12両	16両	20両
201日車～300日車	2両	3両	4両	5両	10両	15両	20両	25両
301日車以上	3両	4両	5両	6両	12両	18両	24両	30両

【適用】

1. 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を処分対象車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。
2. この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、1. により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業において遊休車両数がある場合は、上記1. 及び2. により算定した後の処分車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。ただし、停止しようとする車両数が当該営業所の配置車両数の30%を超える場合は、30%を上限とする。

附 則（平成25年9月27日 四運自公第15号）

改正後の基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日 四運自公第27号）

1. 改正後の基準は、平成28年12月1日から施行する。
2. この基準の施行日前に確認した違反行為で行政処分等を行った場合は、改正前に定める基準により、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分を決定するものとする。